

佐賀県告示第 472 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 27 年 11 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
宇都宮薬局	佐賀市水ヶ江四丁目 2 番 10 号	平成 27 年 4 月 20 日
セントケア訪問看護ステーション佐賀	佐賀市兵庫南三丁目 1 番 19 号	平成 27 年 4 月 1 日
医療法人亮信会木本耳鼻咽喉科医院	伊万里市蓮池町 41 番地	平成 27 年 5 月 1 日
わたなべ女性内科	佐賀市鍋島町大字森田 594 番地 1	平成 27 年 5 月 7 日
ひかり薬局鍋島店	佐賀市鍋島町大字森田 594 番地 5	平成 27 年 5 月 1 日
やよい訪問看護ステーション	佐賀市諸富町大字諸富津 209 番地 3	平成 27 年 4 月 1 日